

個人情報ファイルの名称	相続税法第58条の規定による通知書	
行政機関等の名称	幸手市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称（主務課）	総務部 税務課	
個人情報ファイルの利用目的	課税事務を行うため	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 生年月日、4 続柄、5 資産状況	
記録範囲	賦課課税に必要な者	
記録情報の収集方法	本人等からの提出、関係機関等からの通知、職員による調査等	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	☐ 含まない ☒ 含む	
記録情報の経常的提供先	関係行政機関等	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	名称	総務部 庶務課
	所在地	幸手市東4－6－8
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	☒ 無 ☐ 有	
	※有の場合 ①該当する記録項目 ②当該法令の条項	—
個人情報ファイルの種別	☒	法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）
		政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無
	☐	法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
備考	—	
保有開始日	令和5年4月1日	
保有廃止日	—	
最終更新日	令和5年4月1日	